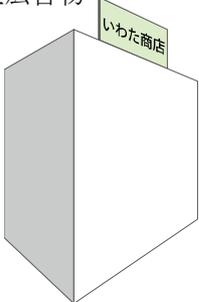
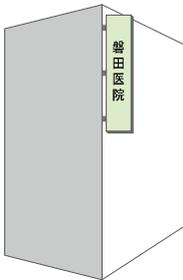
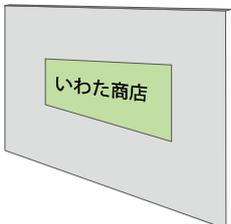


# 屋外広告物の許可基準

静岡県屋外広告物条例で定められた基準です。

種類	第1種 特別規制地域	第2種 特別規制地域	第1種 普通規制地域	第2種 普通規制地域	
	野立広告物（広告塔・広告板） 	（自） 広告塔：高さ 10m 以下、面積 1 面 30 m <sup>2</sup> 以内。広告板：5m 以下、面積 全面 30 m <sup>2</sup> 以内。	（自） 広告塔：高さ 15m 以下、面積 1 面 30 m <sup>2</sup> 以内。広告板：5m 以下、面積 全面 30 m <sup>2</sup> 以内。	広告塔：高さ 15m 以下、面積 1 面 30 m <sup>2</sup> 以内。広告板：5m 以下、面積 全面 30 m <sup>2</sup> 以内。 注：後退距離規制適用地域は、野立の一般広告物不可	
	（案） 地上 5m 以下、面積 片面 3 m <sup>2</sup> 以内。		（案） 地上 5m 以下、面積 片面 5 m <sup>2</sup> 以内。※		
建物を利用するもの	屋上広告物 	（自） 高さは建築物の高さの 3 分の 2 以下、かつ 5m 以下。	（自） 高さは建築物の高さの 3 分の 2 以下、かつ 10m 以下。	高さは建築物の高さの 2/3 以下かつ 15m 以下。	
	壁面突出広告物 	外壁からの出幅は 1.5m 以下。下端は歩道上で地上 2.5m 以上、車道上で地上 4.7m 以上。 面積は 1 面 20 m <sup>2</sup> 以内。 注：第 1 種、第 2 種特別規制地域は自家広告物に限る 第 2 種普通規制地域には面積の制限なし			
	壁面広告物 	1 面 300 m <sup>2</sup> 未満の壁面の場合、壁面面積の 1/5 以内（ただし 1/5 が 15 m <sup>2</sup> 未満の場合は 15 m <sup>2</sup> 以内）。1 面 300 m <sup>2</sup> 以上の壁面の場合、壁面面積の 1/10 以内（ただし 1/10 が 60 m <sup>2</sup> 未満の場合は 60 m <sup>2</sup> 以内）。 注：第 1 種、第 2 種特別規制地域は自家広告物に限る		壁面面積の 1/5 以内（ただし 1/5 が 15 m <sup>2</sup> 未満の場合は 15 m <sup>2</sup> 以内）。	
	塀広告物 	1 面 300 m <sup>2</sup> 未満の塀の場合は、塀の面積の 1/5 以内（ただし塀の面積の 1/5 が 15 m <sup>2</sup> 未満の場合は 15 m <sup>2</sup> 以内）。1 面 300 m <sup>2</sup> 以上の塀の場合は、塀の面積の 1/10 以内（ただし 1/10 が 60 m <sup>2</sup> 未満の場合は 60 m <sup>2</sup> 以内）。 注：第 1 種、第 2 種特別規制地域は自家広告物に限る		塀の面積の 1/5 以内（ただし塀の面積の 1/5 が 15 m <sup>2</sup> 未満の場合は 15 m <sup>2</sup> 以内）	

工 作 物 を 利 用 す る も の	アーケード広告物 	縦 0.4m以下、横 1.35m以下、幅 0.3m以下。 同一街区内は同一規格。 下端は地上 2.5m以上。
	電柱、街灯柱等広告物 	(ア) 突き出すもの ・縦 1.2m以下、横 0.4m以下。 ・下端は歩道上で地上 2.5m以上、車道上で地上 4.7m以上。 ・街灯柱を利用する場合は、1本につき 2個以内。 ・街灯柱以外のものを利用する場合は、1本につき 1個。 (イ) 巻き付けるもの ・1本当たり 1㎡以内。 注：第1種、第2種特別規制地域は一般広告物不可
	消火栓標識柱広告物 	(ア) つり下げるもの ・縦 0.4m以下、横 0.8m以下。 ・下端は歩道上で地上 2.5m以上、車道上で地上 4.7m以上。 ・1本につき 1個。 注：第1種、第2種特別規制地域は一般広告物不可

(自) 自家広告物、(案) 案内図板、※後退距離規制適用地域の場合